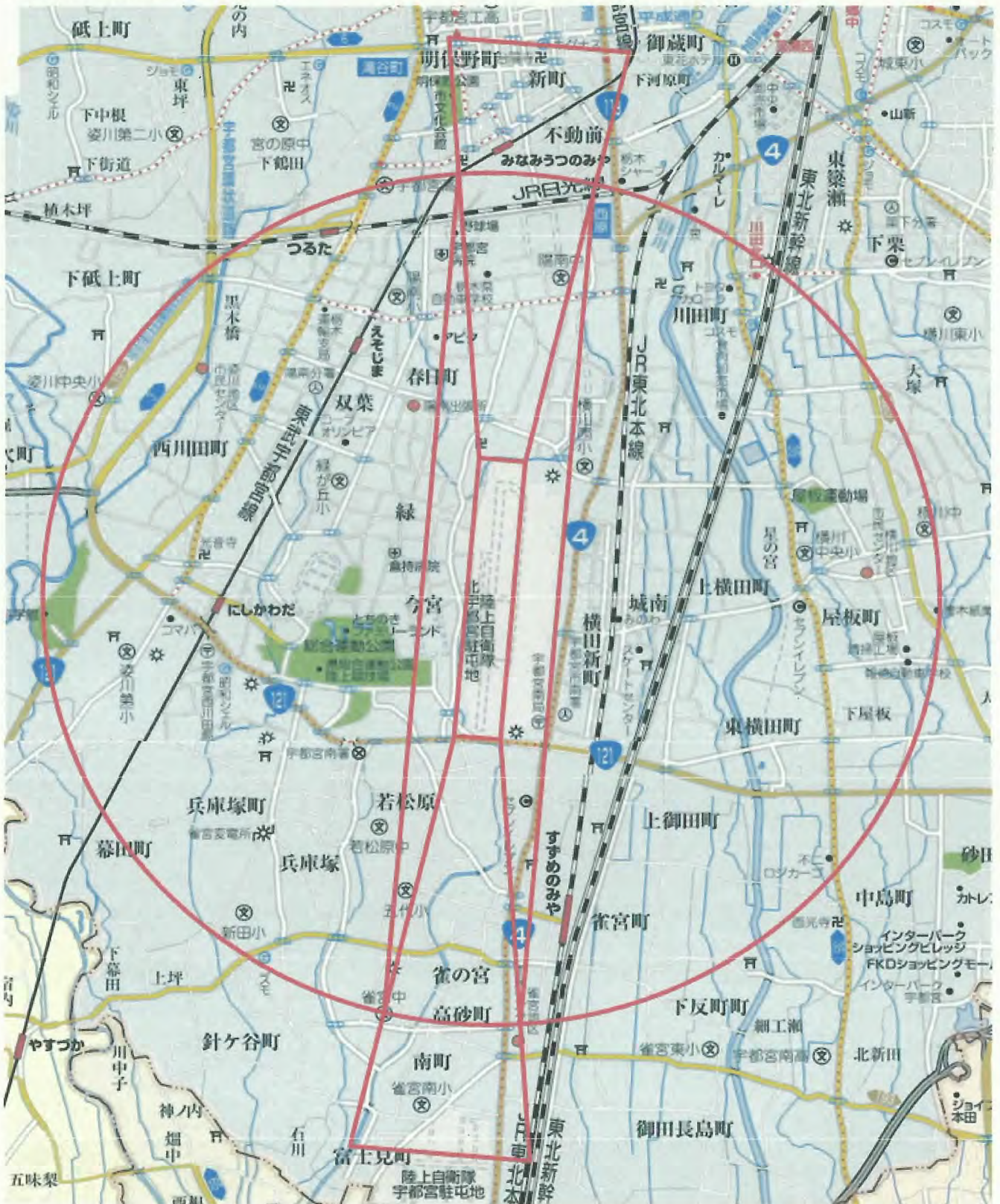


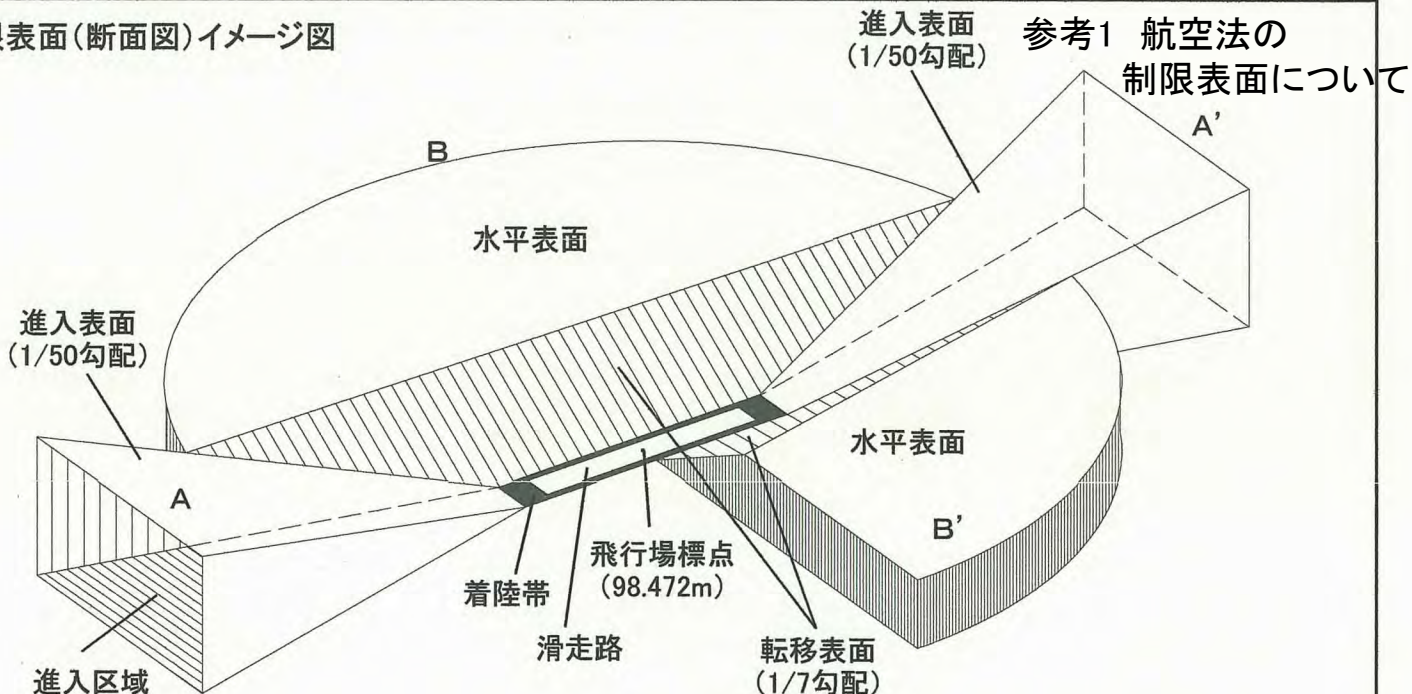
制限表面平面図



宇都宮飛行場周辺における制限表面の概念

飛行場周辺には離着陸する航空機を保護するために障害物のない一定の空間が確保されています。この保護空域(無障害物空間)の底面を「制限表面」と呼びます。

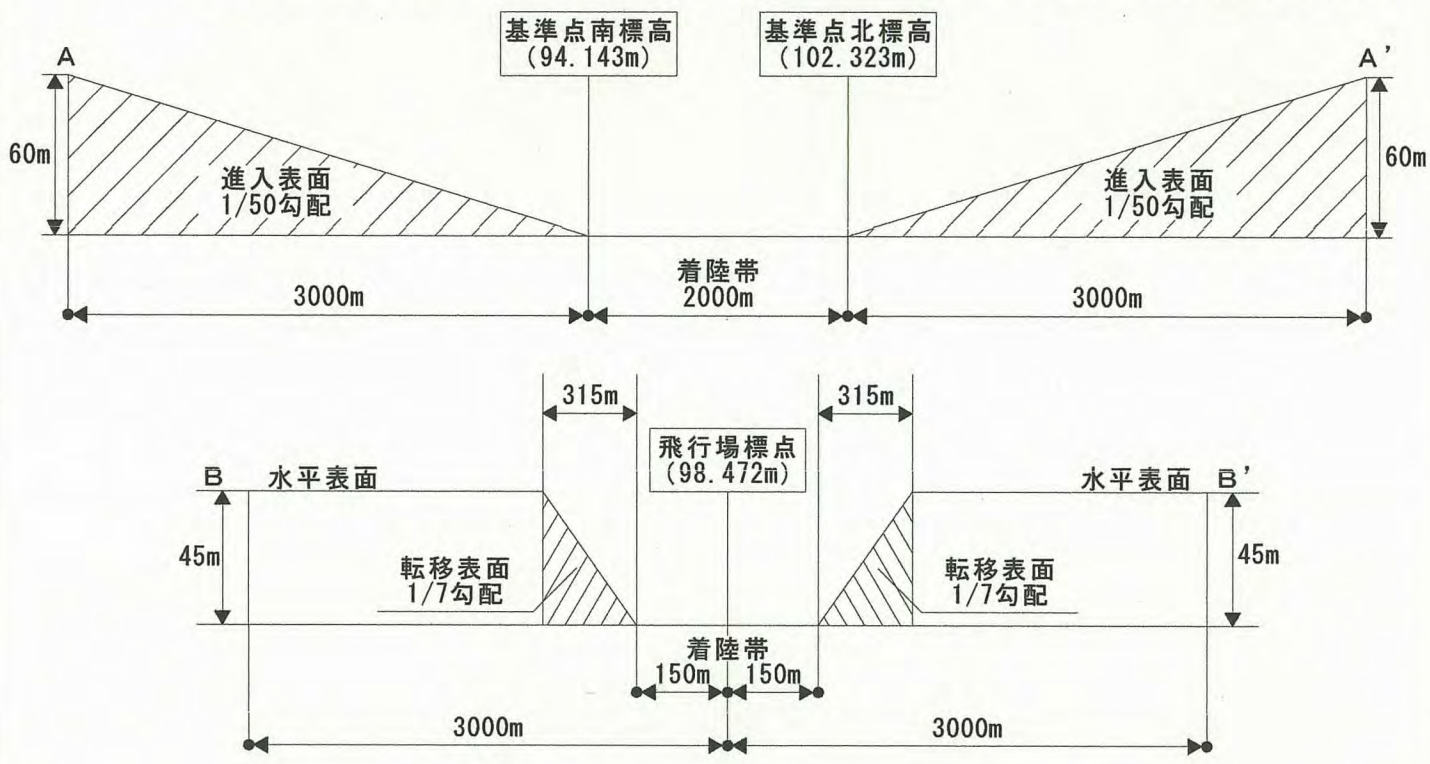
制限表面(断面図)イメージ図



【進入表面】
 離陸直後または最終進入の直線飛行部分を保護するために物件を制限する表面で、精密進入を行う着陸帯では1/50、その他の着陸帯では等級に応じ1/20~1/40の勾配を有する。その投影面は進入区域と一致する。

【転移表面】
 航空機が進入を誤ったときの脱出の安全を確保するために物件を制限する表面で、どの飛行場でも一律に着陸帯の長辺から外側上方へ1/7勾配で水平表面に達するまでの傾斜面。

【水平表面】
 一定の場周経路を回って進入する航空機の安全を確保するために物権を制限する表面で、飛行場標点の垂直上方45mの点を中心として着陸帯の等級に応じた半径800m~4,000mの表面(宇都宮飛行場は3,000m)



※ 勾配等を分かりやすくする為、角度等を誇張しています。



$$740\text{m} \div 50\text{m} = 14.8\text{m} \quad (\text{進入表面制限高})$$

$$102.323\text{m} - 107.338\text{m} = -5.015\text{m} \quad (\text{基準点標高と建築場所の標高の±差分})$$

$$14.8\text{m} - 5.015\text{m} = 9.785\text{m} \quad (\text{基準点標高と建築場所の標高との差分を加味した最終値})$$

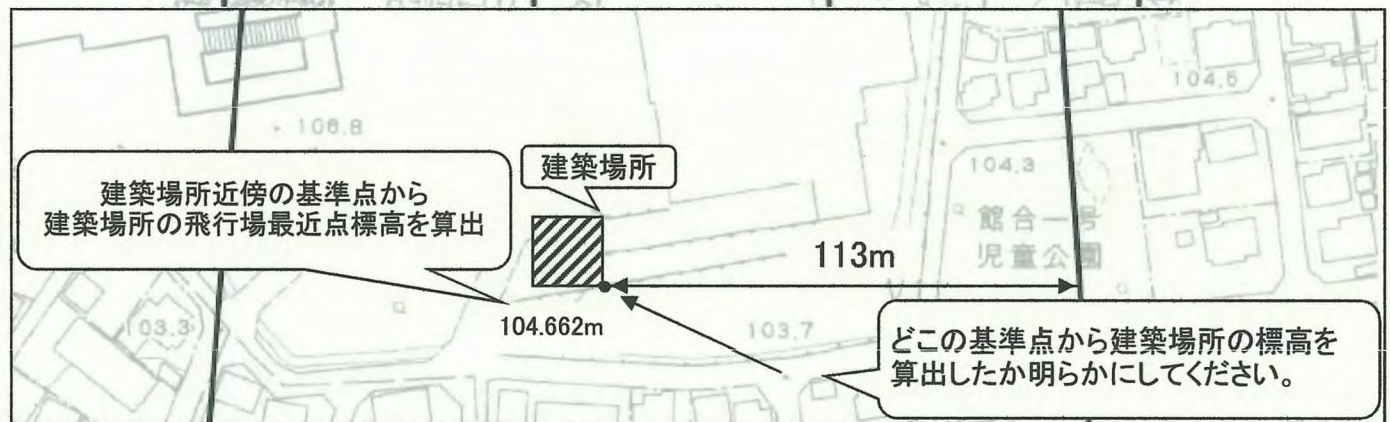
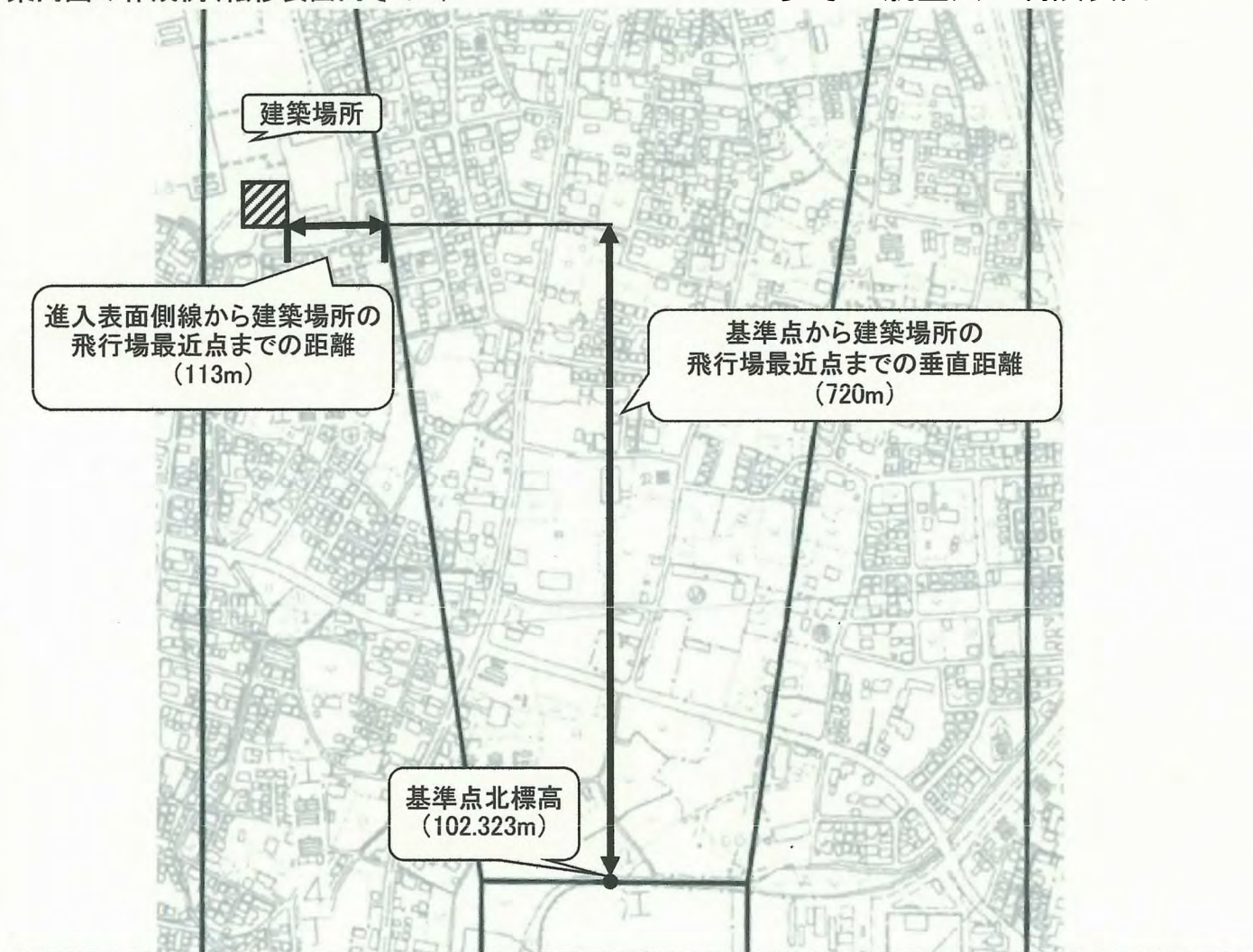
※ 計算式は小数点第4位を切り捨てで計算してください。

※ TVアンテナ等(仮設物)についても、制限高を超えないよう十分な余裕を確保してください。

※ 基準点は、国土地理院発行の1/2,500白地図に記されています。

※ 案内図には、飛行場(一部分でも可能)と建築場所の位置関係がわかるように作図してください。

※ 図面には、必ず「縮尺」、「作成者の署名」、「捺印」を付けてください。



$$720\text{m} \div 50\text{m} = 14.4\text{m} \text{ (進入表面制限高)} + 113\text{m} \div 7\text{m} = 16.142\text{m} \text{ (転移表面制限高)} = 30.542\text{m}$$

$$102.323\text{m} - 104.662\text{m} = -2.339\text{m} \text{ (基準点標高と建築場所の標高の±差分)}$$

$$30.542\text{m} - 2.339\text{m} = 28.203\text{m} \text{ (基準点標高と建築場所の標高との差分を加味した最終値)}$$

※ 計算式は小数点第4位を切り捨てで計算してください。

※ TVアンテナ等(仮設物)についても、制限高を超えないよう十分な余裕を確保してください。

※ 基準点は、国土地理院発行の1/2,500白地図に記されています。

※ 案内図には、飛行場(一部分でも可能)と建築場所の位置関係がわかるように作図してください。

※ 図面には、必ず「縮尺」、「作成者の署名」、「捺印」を付けてください。



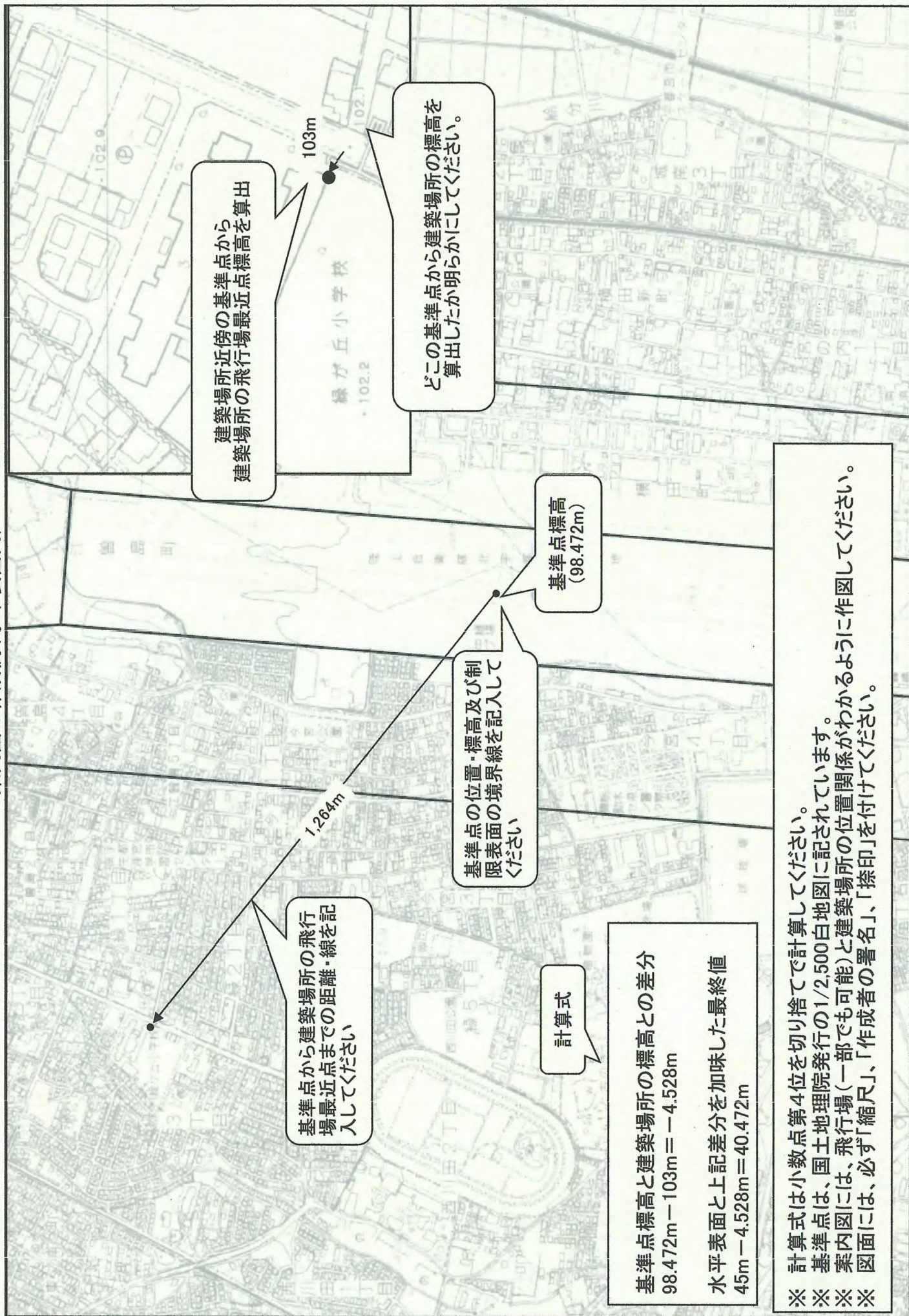
$115\text{m} \div 7\text{m} = 16.428\text{m}$ (転移表面制限高)

$99.163\text{m} - 97.819\text{m} = 1.344\text{m}$ (基準点標高と建築場所の標高の±差分)

$16.428\text{m} + 1.344\text{m} = 17.772\text{m}$ (基準点標高と建築場所の標高との差分を加味した最終値)

- ※ 計算式は小数点第4位を切り捨てで計算してください。
- ※ TVアンテナ等(仮設物)についても、制限高を超えないよう十分な余裕を確保してください。
- ※ 基準点は、国土地理院発行の1/2,500白地図に記されています。
- ※ 案内図には、飛行場(一部分でも可能)と建築場所の位置関係がわかるように作図してください。
- ※ 図面には、必ず「縮尺」、「作成者の署名」、「捺印」を付けてください。

案内図の作成例(水平表面内)



建築場所近傍の基準点から
建築場所の飛行場最近点標高を算出

103m

緑が丘小学校
・102.2

どの基準点から建築場所の標高を
算出したか明らかにしてください。

基準点標高
(98.472m)

基準点の位置・標高及び制
限表面の境界線を記入して
ください

基準点から建築場所の飛行
場最近点までの距離・線を記
入してください

1.264m

計算式

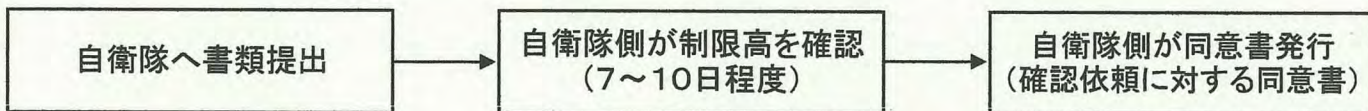
基準点標高と建築場所の標高との差分
98.472m - 103m = -4.528m
水平表面と上記差分を加味した最終値
45m - 4.528m = 40.472m

※ 計算式は小数点第4位を切り捨てで計算してください。
※ 基準点は、国土地理院発行の1/2,500白地図に記載されています。
※ 案内図には、飛行場(一部でも可能)と建築場所の位置関係がわかるように作図してください。
※ 図面には、必ず「縮尺」、「作成者の署名」、「捺印」を付けてください。

【建築確認依頼書について】

参考1 航空法の制限表面について

宇都宮飛行場周辺(制限表面内)に建築物を建築される場合、以下の要領で処理されます。



① 提出書類の内訳は次のとおりです。

- ア 確認依頼書
- イ 建築者・代理者・設計者の氏名と住所
- ウ 建築物と同敷地に関する事項
- エ 案内図
- オ 平面図
- カ 立面図

【クレーンを使用される場合】

担当: 航空学校宇都宮校 航空管理班(内線521)

制限表面内でクレーンを運用される場合、以下の項目を事前に電話にて連絡してください。

- ・クレーンを使用される「日時」と「場所」
- ・当日のクレーンブームの「最大長」(垂直方向)
- ・当日の「担当者名」と「連絡先」

② 提出書類は正本・副本を各1部(計2部)を提出してください。

③ 各図面には、必ず「縮尺」、「作成者の署名」、「捺印」を付けてください。

④ 案内図の計算式は小数点第4位を切り捨てで計算して下さい。

<p style="text-align: right;">年月日</p> <p style="text-align: center;">確認依頼書 (航空法第49条関係)</p> <p>陸上自衛隊 北宇都宮駐屯地司令 殿</p> <p>航空法第49条に基づく規定の高さ制限の確認を申請します。この申請書及び添付図面書に記載の事項は、事実と相違ありません。</p> <p style="text-align: right;">年月日</p> <p style="text-align: right;">申請者名 印</p> <p style="text-align: right;">設計者氏名 印</p>	ア	イ・ウ	エ	オ	カ	<p style="text-align: center;">宇都宮市に提出する 建築物確認申請書の第2面~5面</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>アの確認依頼書につきましては、データ等の配布はしておりません。見本のとおりで作成していただければ様式等は問いません。</p> <p>カの立面図につきましては、実際の最高高(仮に屋根の上にアンテナを立てる場合は、アンテナ込みの高さ)を記載してください。</p> </div> <p>図面以外は 日本工業規格(JIS) A列4番縦</p>
--	---	-----	---	---	---	---

電話による質問や直接来隊される場合、次の時間帯でお願いします。

(平日のみ)9:00~11:00及び13:00~16:00

※駐屯地へ直接来隊される場合、事前連絡を入れてください



〒 321-0102 宇都宮市上横田町1360
陸上自衛隊北宇都宮駐屯地
航空学校宇都宮校 総務課航空管理班
TEL 028-658-2151(内線521)